

# 利根川上流カスリーン台風70年実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、利根川上流カスリーン台風70年実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、カスリーン台風による災害から70年となる平成29年において、これを契機に地域の方々に水害の恐ろしさ、防災、避難の重要性を改めて認識していただく事を目的に、利根川上流域での効果的な広報・啓発活動を実施するため、各自治体と利根川上流河川事務所が意見交換、調整、情報共有及び連携・協力を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 「カスリーン台風70年実施行事」の実施に関する事。
- 2 その他、目的を達成するために必要な事。

(実行委員会)

第4条 実行委員会の組織及び運営は次のとおりとする。

## 1 構成

- (1) 実行委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名、理事5名及び委員42名とする。
- (2) 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に理事会を置く。
- (3) 理事会は委員長、副委員長及び理事をもって構成する。

ア 理事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (ア) 実行委員会の会議で決定した事項の執行に関する事。
- (イ) その他実行委員会において必要と認めた事項。

イ 実行委員会を補佐するため、実行委員会に幹事会を置く。幹事は実行委員会を組織する当該市区町の担当課長（これに相当するものを含む）並びに利根川上流河川事務所副所長をもってあて、次に掲げる事項を協議する。

- (ア) 共通ロゴマークの使用に関する事。
- (イ) 共通ポスター等の掲示に関する事。
- (ウ) 治水の日式典に関する事。
- (エ) 子ども利根川研究・活動発表会に関する事。
- (オ) 自治体リレーパネル展に関する事。
- (カ) その他実行委員会又は理事会において必要と認めた事項。

ウ 委員長は、実行委員会の運営について意見を求めるため、実行委員会に関係都県関係部局職員をオブザーバーとして参加することを要請することができる。

## 2 委員長・副委員長・理事・幹事長の選出方法と任期

- (1) 委員長は、加須市長とする。
- (2) 副委員長は、羽生市長並びに久喜市長とする。
- (3) 理事は、古河市長、佐野市長、館林市長、野田市長並びに足立区長とする。
- (4) 委員は、別表1のとおりとする。
- (5) 幹事長は、幹事の中から委員長が選任する。
- (6) 委員長、副委員長及び理事の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。

### 3 実行委員会の運営

(1) 実行委員会及び理事会は委員長が招集する。また、委員長は必要に応じて文書をもって理事及び委員の意見を聴取し、実行委員会又は理事会の開催に代えることができる。

ア 実行委員会は、原則として年1回開催する。

実行委員会は、委員に代わり委員が指名した代理者の出席を認めるものとする。

イ 理事会は、必要に応じ委員長が招集する。

理事会は、理事に代わり理事が指名した代理者の出席を認めるものとする。

ウ 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

幹事会は、幹事に代わり幹事が指名した代理者の出席を認めるものとする。

(事務局)

第5条 実行委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所に置く。  
事務局長は利根川上流河川事務所建設専門官とする。

(解散)

第6条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補足)

第7条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

付則 この規約は、平成29年1月20日から施行する。

別表1

	実行委員		実行委員
茨城県	古河市長（理事）	埼玉県	春日部市長
	常総市長		羽生市長（副委員長）
	取手市長		鴻巣市長
	守谷市長		深谷市長
	坂東市長		草加市長
	五霞町長		越谷市長
	境町長		桶川市長
栃木県	栃木市長		久喜市長（副委員長）
	佐野市長（理事）		八潮市長
	小山市長		三郷市長
	野木町長		蓮田市長
群馬県	伊勢崎市長		幸手市長
	太田市長		吉川市長
	館林市長（理事）		白岡市長
	玉村町長	上里町長	
	板倉町長	宮代町長	
	明和町長	杉戸町長	
	千代田町長	松伏町長	
	大泉町長	千葉県	野田市長（理事）
	邑楽町長		柏市長
	我孫子市長		
埼玉県	さいたま市長	東京都	足立区長（理事）
	熊谷市長		葛飾区長
	行田市長		江戸川区長
	加須市長（委員長）	国土交通省 関東地方整備局	利根川上流河川事務所長
	本庄市長		